

一案ヲ提出シテ斡旋方ヲ願ヒ出テタルヲ以テ直チニ争議團代表
ヲ招致シテ交渉シタル結果同日別記條件ニヨリ解決シ其書ヲ交
換セリ

右及申(通)報候也

(別記)

獎書

佐野鐵工所對従業員ノ勞働事該工所今因調停官ノ斡旋ニヨリ左記條件ヲ以テ内滿解
決スルニ就テハ茲ニ覽書三通ヲ作製シ當事者相方及調停者各一通ヲ保持スルニトス

記

- 一、工場主ハ最ニ表シタル従業員五名ノ解雇ヲ取消スルコト
- 一、従業員ハ最ニ提出シタル歎願書ヲ撤回スルコト
- 一、臨時工六期間到来ト同時ニ本工トシテ採用スルコト
- 一、工場主ハ従業員ノ家族救済金トシテ金一計(五百五十圓)ヲ支給スルコト

昭和五年五月七日

佐野鐵工所主

佐野 建雄 代理人

従業員代表

伴野 賢造

東京鉄工組合代表
調停者

原 一
藤澤 喜久郎

山口 卯右エ川
中北 利右三川